



鳥取県公報

令和6年9月20日（金）
第9630号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（539）（消費生活センター）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定施業要件の変更予定（540）（森林づくり推進課）・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（3件）（541～543）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（デジタル改革課）・・・・・・・・・・ 4
	総合評価一般競争入札の実施（病院局総務課）・・・・・・・・・・ 7
	落札者の決定（文化政策課）・・・・・・・・・・ 11

告 示

鳥取県告示第539号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
消費者意識に関するアンケート
- 2 調査の目的
今後の消費者施策に反映させるため、消費者の消費生活に関する意識及び実態を把握することを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲 鳥取県全域
 - (2) 属性的範囲 個人
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 消費生活相談に関する組織及びサービスの認知度
 - イ 消費生活に関する情報の入手先
 - ウ 受講した経験のある消費者教育の内容及びその実施場所
 - エ 被害にあった消費者トラブルの内容
 - オ 消費者トラブルにあった場合の相談先
 - カ エシカル消費等に関する言葉の認知度
 - キ エシカル消費につながる行動の実践度
 - ク エシカル消費に取り組んでいる（又は取り組んでいない）理由
 - ケ エシカル消費につながる商品・サービスの購入経験及びその内容
 - (2) 基準となる期日
令和6年11月1日
- 5 報告を求める者
 - (1) 報告者数
631名（鳥取県県政参画電子アンケート会員）
 - (2) 選定の方法
全数
鳥取県県政参画電子アンケート会員を母集団名簿として、全員選定する。
- 6 報告を求めるために用いる方法
鳥取県が電子メールで報告者に調査の回答を依頼し、報告者は県のホームページの県政参画電子アンケート画面にアクセスして、調査票への入力を行う。
- 7 報告を求める期間
令和6年11月1日から同月11日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第540号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249

号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

- (1) 昭和52年12月19日付農林省告示第1283号（四に掲げるものに限る。）
- (2) 昭和54年2月16日付農林水産省告示第219号（一及び三に掲げるものに限る。）
- (3) 平成9年8月26日付農林水産省告示第1344号

2 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課並びに鳥取市役所及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第541号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年7月20日から令和7年3月17日まで
- 3 作業地域 鳥取市倭文及び玉津

鳥取県告示第542号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年9月17日から令和7年1月28日まで
- 3 作業地域 米子市皆生温泉一丁目及び上福原六丁目

鳥取県告示第543号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年9月17日から令和7年3月21日まで
- 3 作業地域 米子市道笑町四丁目、昭和町及び東山町

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 業務の名称及び数量

令和6年度 i N o t e s サーバ機器賃貸借業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和12年1月31日（木）まで

(4) 賃貸借期間

令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）まで

(5) 納入期限

入札説明書による。

(6) 納入場所

入札説明書による。

(7) 入札方法等

入札は、紙により行うものであること。

なお、契約に当たっては入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和6年9月26日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又

は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員は競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和6年9月26日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 各構成員が鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

エ 共同企業体は、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県政策戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県政策戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

令和6年9月20日(金)から同年10月8日(火)までの間にインターネットの鳥取県政策戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年9月20日(金)から同年10月8日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年10月30日(水)午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日(火)午後5時とする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階政策戦略本部・総務部会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒の表面に業務名、商号又は名称及び代表者名を記載し、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に、表面に業務名、商号又は名称及び代表者名を記載し、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和6年10月8日(火)午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調

達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、開札時に、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「令和6年度 i N o t e s サーバ機器貸借業務仕様書」(以下「仕様書」という。)中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured : Lease of iNotes server and purchase of a suite of software, 1 set

(2) October 8, 2024 5:00 PM:Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) October 30, 2024 10:00 AM:Time-limit for submission of tenders

(October 29, 2024 5:00 PM:Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Digital Reform Division, Digital Bureau, Policy and Strategy Headquarters, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7094

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年9月20日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院、鳥取県立厚生病院及び鳥取赤十字病院における診療材料等調達及び管理業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日までとする。ただし、令和7年3月31日までは準備期間とする。

(4) 履行場所

鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）

鳥取県立厚生病院（倉吉市東昭和町150）

鳥取赤十字病院（鳥取市尚徳町117）

(5) 入札方法

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める提案書を事前に提出しなければならない。

イ 本件入札は、紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額を入札書に記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が薬品類の衛生材料及び医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年9月27日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床を400床以上有する病院（集中治療室を有し、かつ、心臓内科又は循環器科、脳神経外科、心臓血管外科及び整形外科の手術実績がある病院に限る。）から物品の調達及び院内物流管理業務を2年以上受注し、完遂した実績を有する者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからエまでの全てに該当すること。

- イ 代表者が(1)のオに該当すること。
- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 入札説明書に掲げる事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

本件入札に基づく契約は、落札者と各病院間で行う。なお、各契約担当部局は次のとおりである。

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

鳥取県立厚生病院事務局経営課

鳥取赤十字病院用度課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県病院局総務課

電話 0857-26-7885

電子メールアドレス byouinsoumu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年9月20日(金)から同年10月23日(水)までの間にインターネットの鳥取県病院局総務課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>)から入手するものとする。当該ホームページを利用して交付しない資料は、電子メールにより交付するので、(1)の場所に電子メールにより依頼するとともに、電話でその旨の連絡をすること。ただし、これらにより難い者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、320円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

令和6年9月20日(金)から同年10月23日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送請求先

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年11月8日(金)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前9時までとする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟 2階 執行部控室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を、4の(1)の場所に令和6年10月23日(水)午後5時までに持参又は郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札説明書に示す提案書を、4の(1)の場所に同月31日(木)午後3時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。
- (2) 本件公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価点の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和6年9月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかったときは、開札を行わない。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supply Processing and Distribution System,
1 set
- (2) October 23, 2024 5 : 00 PM : Time-limit for the submission of documents for the qualification
confirmation
- (3) October 31, 2024 3 : 00 PM : Time-limit for the submission of documents for the tender
- (4) November 8, 2024 11 : 00 AM : Time-limit for the submission of tenders
November 8, 2024 9 : 00 AM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail
- (5) Please contact : General Affairs Division, Tottori Prefectural Hospital Bureau, 1-220
Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7885

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | とりぎん文化会館小ホール舞台機構設備改修業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和6年8月30日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 三精テクノロジーズ株式会社
大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3-29 |
| 5 落札金額 | 97,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和6年7月16日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県地域社会振興部文化政策課
鳥取市東町一丁目220 |